

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

一 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

二 事業の種類

北本市計画道路事業三・四・七号仲仙道

三 裁決手続の開始を決定する不動産の表示等

(一) 事件番号 埼玉県収用委員会平成三十年度第一号

ア 所在 埼玉県北本市本宿一丁目

イ 地番 五十六番一

ウ 地目 宅地（登記簿）

エ 地積 千四百五十八・二九平方メートル（登記簿）

(二) 事件番号 埼玉県収用委員会平成三十年度第二号

ア 所在 埼玉県北本市本宿一丁目

イ 地番 五十九番

ウ 地目 宅地（登記簿）

エ 地積 七百九十三・三八平方メートル（登記簿）

(三) 事件番号 埼玉県収用委員会平成三十年度第三号

ア 所在 埼玉県北本市本宿一丁目

イ 地番 六十番

ウ 地目 宅地（登記簿）

エ 地積 三百二十三・九六平方メートル（登記簿）

四 収用しようとする土地（別添図面のとおり）

ア 所在 埼玉県北本市本宿一丁目

イ 地番 五十六番一、五十九番及び六十番の一部

ウ 地目 宅地（現況）

エ 地積 二百九十四・〇五平方メートル（各筆ごとの面積は不明）

五 裁決手続の開始を決定する土地の所有者の住所及び氏名

埼玉県北本市本宿一丁目五十六番地 鈴木 昇

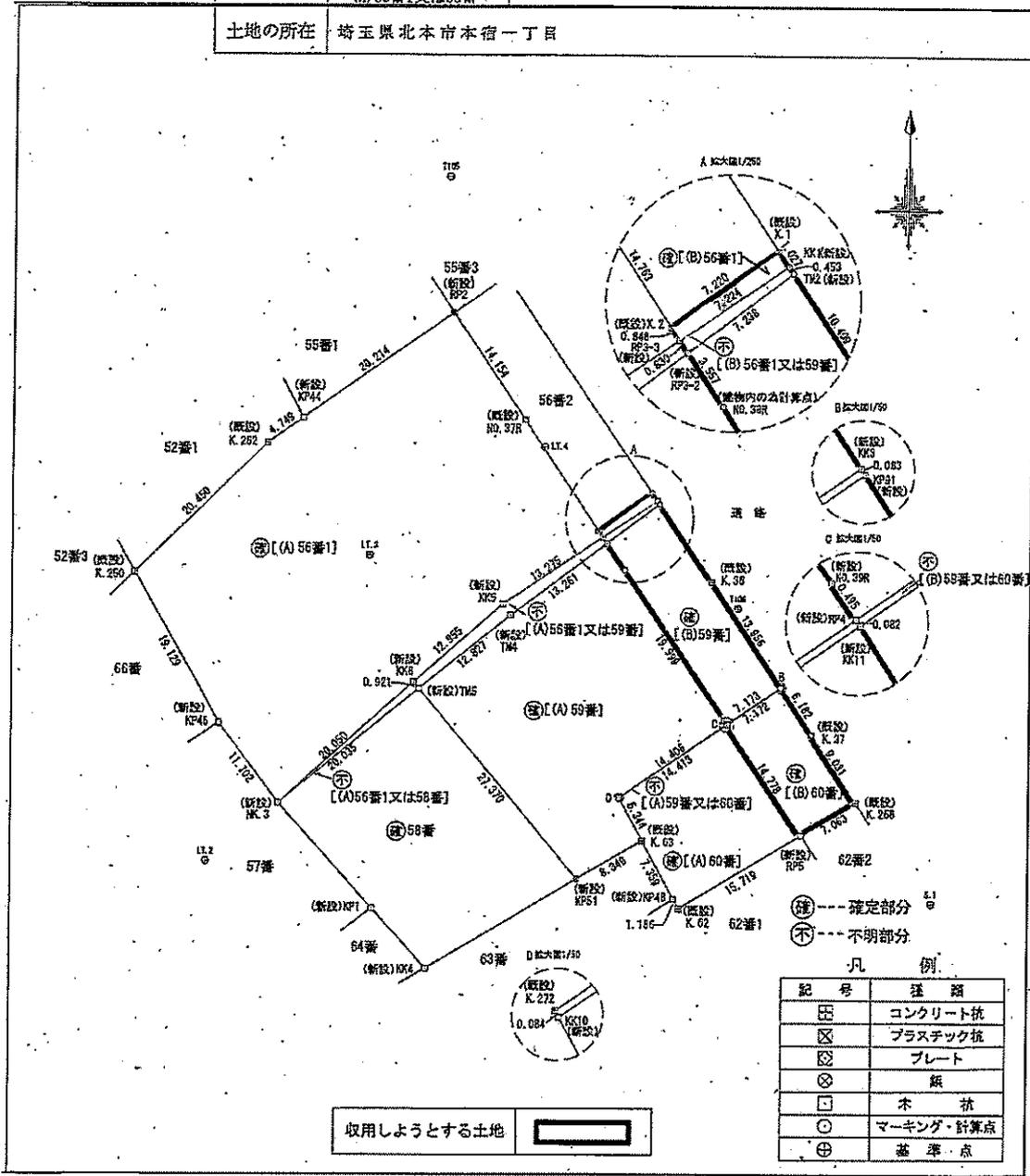
六

埼玉県北本市本宿一丁目五十六番地	鈴木 保江
埼玉県北本市本宿一丁目五十九番地	野口 邦雄
埼玉県北本市本宿一丁目五十九番地	野口 信江
裁決手続の開始を決定する土地の関係人の住所（所在）及び氏名（名称）	
埼玉県北本市本宿一丁目五十六番地	鈴木 昇
埼玉県北本市本宿一丁目五十六番地	鈴木 保江
埼玉県北本市本宿一丁目五十九番地	野口 邦雄
埼玉県北本市本宿一丁目五十九番地	野口 信江
埼玉県北本市本宿一丁目五十九番地	
有限会社野口会計 代表取締役 野口 邦雄	
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目二百八十番地	
株式会社NK 代表取締役 松本 和恵	
埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目八番十七号	
東日本電信電話株式会社 取締役 埼玉事業部長 榊原 明	
埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目十四番二号	
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社長 大石 祐司	
埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目四番一号	
株式会社ジェイコム北関東 代表取締役社長 平岩 光現	
埼玉県北本市中丸六丁目八十三番地	
桶川北本水道企業団 企業長 現王園 孝昭	
埼玉県北本市本町一丁目百十一番地	
北本市 市長 現王園 孝昭	

地 番 (A) 56番1 (B) 56番1
 (A) 56番1又は59番
 (B) 56番1又は59番
 (A) 56番1又は58番

地積測量図

土地の所在 埼玉県北本市本宿一丁目



収用しようとする土地の面積

確定(B)56番1	6.77
不明(B)56番1又は59番	4.63
確定(B)59番	175.46
不明(B)59番又は60番	0.59
確定(B)60番	106.60
合計	294.05

杭の位置

点名	X座標	Y座標
X1	2797.348	-26272.020
KK1	2796.499	-26271.441
TM2	2796.124	-26271.186
K36	2787.523	-26265.323
KK3	2775.865	-26257.650
KP91	2775.795	-26257.604
K37	2770.631	-26254.205
K268	2763.100	-26249.220
RP5	2759.446	-26255.265
KK11	2771.715	-26263.503
RP4	2771.784	-26263.549
NO38R	2788.799	-26274.973
RP3-2	2791.753	-26276.956
RP3-3	2792.442	-26277.419
X2	2793.147	-26277.892
NO37R	2805.404	-26286.122
RP2	2817.155	-26294.012